調査の概要

1 調査の目的

人口動態職業・産業別統計は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を明らかにし、厚生労働行政施策などの基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査対象、調査事項及び集計客体

事	象	調査対象	調査事項	集計客体	
出	生	「戸籍法」及び「死 産の届出に関する規	子が生まれたときの父母の職業	母の年齢が15歳未満を除く	
死	Ċ		死亡したときの本人の職業及び産業	本人の年齢が15歳未満を除く ただし、早期新生児死亡に係 る集計においては早期新生児死 亡を客体とする	
死	産	程」により届け出ら れた事象の全数	死産があったときの父母の職業	母の年齢が15歳未満を除く	
婚	姻		同居開始前の夫妻の職業	日本における日本人の事象	
磨隹	婚		別居する前の夫妻の職業		

現在は国勢調査年にあわせて5年ごとに作成している。

3 調査の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に発生したものであって、定められた届出期間に届け出られたもの。

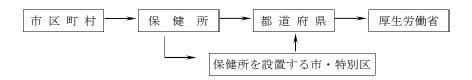
4 調査の方法

市区町村において、各届書に記載された職業又は産業について該当する分類番号を人口動態調査票に記入する方法で行った。

5 職業及び産業

職業及び産業は、統計基準である「日本標準職業分類(大分類)」及び「日本標準産業分類 (大分類)」に準拠する。(「9用語の解説(3)」参照)

6 調査の報告経路



7 結果の集計

集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)において行った。

8 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

- 計数のない場合
- … 計数不明又は表章することが不適当の場合
- ・ 統計項目のあり得ない場合
- 0.0 比率が微小(0.05未満)の場合
- (2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (3) 標準化出生率、年齢調整死亡率、標準化婚姻率、標準化離婚率等の「標準化」「年齢調整」とは、各事象における調査の期間に発生した数を人口で除した率について、年齢構成の異なる人口集団の間で年齢構成をそろえて比較できるようにすることをいう。

(具体的な計算方法は「9用語の解説(2)」参照)

9 用語の解説

(1) 用語

早期新生児死亡:生後1週(7日)未満の死亡

死 産:妊娠満12週以後の死児の出産

周 産 期 死 亡:妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

(2) 諸率

- ① 出生
- 出生率

父(母)の就業状態・職業別(年齢階級別)出生率

•標準化出生率

父(母)の就業状態・職業別標準化出生率

② 死亡

• 死亡率

性、就業状態・職業(産業)別(年齢階級別)死亡率

• 年齢調整死亡率

性、就業状態・職業(産業)別年齢調整死亡率

③ 死産

• 死産率

出産数=出生数+死産数

- ④ 周産期死亡
- 周產期死亡率

父(母)の就業状態・職業別周産期死亡率

父(母)の就業状態・職業別早期新生児死亡率

= 父(母)の就業状態・職業別早期新生児死亡数 父(母)の就業状態・職業別出生数
×1,000

- ⑤ 婚姻
- 婚姻率

夫(妻)の就業状態・職業別(年齢階級別)婚姻率

= 夫(妻)の就業状態・職業別(年齢階級別)婚姻件数 性、就業状態・職業別(年齢階級別)人口

• 無配偶婚姻率

夫(妻)の就業状態・職業別(年齢階級別)無配偶婚姻率

•標準化婚姻率

夫(妻)の就業状態・職業別標準化婚姻率

• 標準化無配偶婚姻率

夫(妻)の就業状態・職業別標準化無配偶婚姻率

15歳以上基準人口の合計

- ⑥ 離婚
- 離婚率

夫(妻)の就業状態・職業別(年齢階級別)離婚率

• 有配偶離婚率

夫(妻)の就業状態・職業別(年齢階級別)有配偶離婚率

• 標準化離婚率

夫(妻)の就業状態・職業別標準化離婚率

• 標準化有配偶離婚率

夫(妻)の就業状態・職業別標準化有配偶離婚率

注:出生、死産、周産期死亡における父の場合は、出生子及び死産胎児が嫡出子に限る。

(3) 職業及び産業

本統計で用いた職業及び産業は、統計基準である「日本標準職業分類(大分類)」及び「日本標準産業分類(大分類)」に準拠しており、下表の左欄に掲げる職業及び産業分類(大分類)を右欄に掲げる職業及び産業名で表章している。

職業

加木							
職業分類(大分類)	職業名	例示					
A 管理的職業従事者	A 管理職	議員、会社社長、支店長 会社役員、法人·団体役員、 会社部長、課長					
B 専門的·技術的職業従事者	B 専門·技術職	システム設計者、医師、弁護士、教員、研究員、測量技 術者、カウンセラー、音楽家、写真家					
C 事務従事者	C 事務職	庶務、人事、企画、受付・案内事務員、秘書などの事務 従事者					
D 販売従事者	D 販売職	小売店長、卸売店主、販売店員、レジ係、不動産仲介 人、保険セールス員					
E サービス職業従事者	E サービス職	介護職員、歯科助手、美容師、調理師、飲食店員、マンション管理人、観光案内人					
F 保安職業従事者	F 保安職	自衛官、警察官、消防員、看守、警備員					
G 農林漁業従事者	G 農林漁業職	農耕従事者、漁船船長、植木職人、造園師、家畜従事 者					
H 生産工程従事者	H 生産工程職	組立工、修理工、塗装工、鉄工、板金設備オペレー ター、旋盤工、印刷・製本従事者、映写技師					
I 輸送·機械運転従事者	I 輸送·機械運転職	電車・バス・タクシー運転士、航海士、車掌、クレーン運 転者、発電員、ボイラー技士					
J 建設·採掘従事者	J 建設•採掘職	大工、左官、とび職、配管工、電気工事士、土木作業 員、坑内採鉱員、砂利採取員					
K 運搬·清掃·包装等従事者	K 運搬·清掃·包装等職	郵便配達員、荷役運搬従事者、ビル・建物清掃員、ハウ スクリーニング職、ラッピングエ					
L 分類不能の職業	L 職業不詳						

産業

産業分類(大分類)	産業名	例示
A 農業. 林業	A 農業, 林業	米作農業、野菜農業、酪農業、養豚業、園芸サービス 業、育林業、パルプ材生産業、炭焼業
B 漁業	B 漁業	底びき網魚業、釣・はえ縄漁業、魚類養殖業、真珠養殖 業、のり類養殖業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉄鉱業、石炭鉱業、天然ガス鉱業、採石業、玉砂利採 取業
D 建設業	D 建設業	土木工事業、道路舗装工事業、建設工事業、電気工事 業、建築リフォーム業
E 製造業	E 製造業	食料品製造業、織物業、医薬品製造業、鉄鋼業、自動 車製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、上下水道 業
G 情報通信業	G 情報通信業	携帯電話業、テレビ局、ラジオ局、ゲームソフトウェア 業、インターネット付随サービス業、新聞業、出版業
H 運輸業, 郵便業	H 運輸業, 郵便業	鉄道業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運送代理店、こ ん包業
I 卸売業, 小売業	I 卸売業, 小売業	総合商社、建築材料卸売業、百貨店、スーパー、ホー ムセンター、ガソリンスタンド、通信販売、訪問販売
J 金融業, 保険業	J 金融業, 保険業	銀行、信用金庫、クレジットカード業、投資運用業、生命 保険業
K 不動産業, 物品賃貸業	K 不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業、総合リース業、レンタカー業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	自然科学研究所、法律事務所、経営コンサルタント業、 デザイン業、広告業、獣医業、建築設計業
M 宿泊業, 飲食サービス業	M 宿泊業, 飲食サービス業	ホテル、旅館、食堂、レストラン、配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	クリーニング、美容室、旅行代理業、映画館、フィットネ スクラブ、遊園地
0 教育, 学習支援業	0 教育, 学習支援業	学校、公民館、図書館、博物館、美術館、職業訓練施 設、学習塾
P 医療, 福祉	P 医療, 福祉	病院、保健所、老人ホーム
Q 複合サービス事業	Q 複合サービス事業	郵便局、協同組合
R サービス業(他に分類されないもの)	R その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、職業紹介業、労働者派 遺業、ビルメンテナンス、神社、外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	S公務	国会、裁判所、中央官庁、地方支分部局、都道府県庁 市区役所、町村役場
T 分類不能の産業	T 産業不詳	